平成３０年（フ）第１９号
千葉県山武郡横芝光町北清水726番地５
債務者　山岡　祥孝
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号
千葉県銚子市芦崎町1420番地
債務者　野口　昭夫
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第３７号
静岡県沼津市高砂町12番地の９　プラシード・コリーヌ202号、前住所静岡県沼津市東椎路1497番地　シティハイツ三沢201号室
債務者　藤井　正巳
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
京都府舞鶴市字十倉188番地２
債務者　山下はつゑ
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第１号
京都府綾部市梅迫町中町61番地
債務者　南部　弥生
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１０７９号
堺市中区深井沢町3387番地　ファミール深井203号、住民票上の住所三重県伊勢市東豊浜町1659番地
債務者　森　　義孝
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
堺市南区庭代台２丁10番12―302号
債務者　森川　倶延
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
堺市東区日置荘西町２丁12番10―302号
債務者　守山　恭子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
堺市堺区旭ヶ丘南町１丁２番26号
債務者　岩本　博司
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
堺市中区八田北町10番地31　６棟107号
債務者　布田由清代
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７２号
堺市西区浜寺石津町中２丁６番17号
債務者　岡本智津子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
大阪府富田林市喜志町３丁目10番15号(401)、前住所大阪府富田林市向陽台２丁目13番２号（３－Ｃ）
債務者　森　　修
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９１号
堺市堺区材木町西２丁２番10―1404号
債務者　三木　真代
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第９８号
堺市西区津久野町３丁33番13―107号
債務者　寺内　　忠
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
堺市南区竹城台２丁１番１―716号
債務者　大沢ハル江こと　篠原　春江
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
堺市美原区多治井123番地４
債務者　結城　大輔
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
堺市南区高倉台３丁２番４―1002号
債務者　上北　久惠
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５号
兵庫県篠山市東吹1798番地　グリーンエコーⅠ　202号
債務者　波々伯部圭佑
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部